

奈 財 財 第 1 7 1 号

平成 1 6 年 4 月 2 8 日

奈良市監査委員 吉 田 肇 様
同 中 嶋 肇 様
同 土 田 敏 朗 様
同 金 野 秀 一 様

奈良市長 大 川 靖 則

平成 1 4 年度包括外部監査結果に対する措置について（通知）

このことについて、別添のとおり措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき通知します。

平成14年度包括外部監査結果に対する措置状況

1 なら100年会館（企画部文化振興課）

【監査結果の要旨】

植栽管理委託契約について、エリア分けして3つの業者と委託契約しているが、委託業務の内容から一括して同じ業者に発注した方が効率的であり、全エリアを対象として委託契約を締結すべきである。

【措置の内容】

平成16年6月に、全エリアを対象として競争入札により業者の決定を行い、委託契約を締結することとしました。

2 ならまち格子の家（経済部観光課）

【監査結果の要旨】

平成13年度について、委託関係の全てが随意契約により契約されているが、清掃委託業務についてまで随意契約する理由は薄く、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる。

【措置の内容】

清掃委託業務については、可能な範囲で入札を実施するように指導するとともに、委託内容等の見直しを行った結果、16年度においては随意契約の範囲内であったため、見積り合わせを実施して契約した。